

# 國家機密

大東亞政略指導大綱ニ基ク對泰對緬方策ノ實行ニ關スル件

20 部内第 20 號

# 決定

昭和十八年六月二十六日  
大本營政府連絡會議決定

一、「マライ」ニ於テ泰國ニ失地トシテ回復セシムヘキ地域ハ「ベルリ

ス州」、「ケダー」州、「ケラシタン」州、「トレンガン」州トス

但シ帝國ニ必要ナル資源開發ニ關シテハ特別ノ措置ヲ講スルモノト

ス

二、「シヤン」諸州ニ於テ泰國領ニ編入ヲ容認スヘキ地域ハ「ケントン」

州及「モンパン」州トス

三、「ケントン」州及「モンパン」州以外ノ「シヤン」諸州、「カレン

135

0225

0224

一ノ特別ノ措置  
ニ關シ帝國  
要ノ調整ヲ

20 號

行ニ關スル件

決定

昭和十八年六月二十六日  
大本營政府連絡會議決定

セシムヘキ地域ハ「ベルリ

」「トレンガン」州トス

特別ノ措置ヲ講スルモノト

認スヘキ地域ハ「ケントシ」

「シヤン」諸州、「カレン

135

0225

0224

一、特別ノ措置トハ大東亞戰爭間ハ資源開發  
ニ關シ帝國ノ特別ノ要請ヲ認メシメ戰後ハ所  
要ノ調整ヲ爲スノ意ナリ

一州並ニ「ワ」州ハ「ビル」ニ編入ス編入ノ時期ハ別ニ定ム  
〔註〕

泰國ニ對シテハ「ニ」ヲ成可ク速カニ示達シ「ドルマ」ニ「ビ」テハ  
右ト爲ネ同時ニ獨立後適當ナル時期ニ「ニ」ノ措置ヲ考慮スヘキ旨ヲ  
内示ス

0226